

## 蛍光管等の分別回収と適正処理の実施について

### 1 背景

#### (1) 国の動向

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月の外交会議で採択され、この条約を担保するため、平成27年6月19日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布された。

この法律では、区市町村に対して、廃棄された蛍光管や水銀血圧計、水銀体温計等（以下「蛍光管等」という。）の水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずる努力義務が規定されており、平成28年12月18日に施行されることとなっている。

#### (2) 東京都の動向

東京都においては、平成23年度に設置した「水銀の処理等に関する検討会」において、蛍光管等については「不燃ごみ」ではなく「有害ごみ」又は「資源ごみ」として、期限を定めて埋立処分場での受入れを行わないことを検討していくとしている。

#### (3) 区の対応

国や都の動向を踏まえ、目黒区においても、平成28年4月から蛍光管等の分別回収の徹底と再資源化を実施する。

### 2 目黒区における蛍光管等の収集処理の現状

#### (1) 収集処理体制

現在、蛍光管等については不燃ごみとして収集し、不燃ごみ処理センターにおいて破碎・選別の後、埋立処分を行っている。

また、ボタン型電池については、電池工業会の自主的取組である「ボタン電池回収処理事業」において回収協力店の拡大を図っていることから、回収協力店にある回収ボックスへ出すよう、案内を行っている。

#### (2) 蛍光管等の推定収集量

本区における蛍光管の推定収集量は、年間13万9千本（総重量約35t）が見込まれる。水銀血圧計、水銀体温計は微量であるが、家庭に退蔵している可能性がある。

### 3 新たな収集方法と適正処理（別紙参照）

#### （1）新たな分別収集対象品

水銀を含む蛍光管、水銀血圧計、水銀体温計等の水銀使用製品とする。  
ボタン型電池については、これまでと同様、ボタン電池回収協力店による。

#### （2）分別収集

月2回の不燃ごみ収集日のうち、1回を蛍光管等の収集日とする。（月2回の不燃ごみの収集日は変わらない。）

排出された蛍光管等は、専用収集車を確保して回収する。なお、収集運搬については、効率化の観点から雇上会社の活用を図る。

#### （3）再資源化处理

収集した蛍光管等は、いったん清掃事業所に保管し、国から指定を受けた再資源化处理事業者へ委託して再資源化处理を行う。

### 4 今後の予定

|          |  |
|----------|--|
| 平成28年2月～ | 区報、区ホームページ、町会の回覧板（別添ちらし参照）<br>等を活用した区民への周知 |
| 平成28年4月  | 分別回収及び再資源処理の開始                             |

以 上